

# 学校給食漆器製作業務委託プロポーザル実施要領

## 1 業務概要

(1) 件 名 学校給食漆器製作業務委託

(2) 業務目的

ア 漆器は、琉球王国時代の代表的な工芸品である。学校給食に漆器を使用することにより、日常的に生徒が漆器に触れ、その魅力を感じる環境を構築することができる。そのことは、文化芸術・歴史に関する生徒の興味と関心を高めることはもとより、漆芸専門美術館が県内で唯一浦添市にあることに対する誇りと愛着につながることを期待できる。

イ 漆器は、素地（木材等）に漆（樹液）を塗ることで製作する工芸品である。県内産の木材を使用して漆器を製作し、その漆器を積極的に使用することは、県内林業の振興・理解促進、県内素地製作技術者の就労機会創出につながることを期待できる。

(3) 業務内容

別添「学校給食漆器製作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）参照

## 2 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年2月28日（火）

## 3 委託料の上限

11,011,000円（消費税及び地方消費税含む）

(1) この金額は契約予定額ではなく、見積上限額を示すものである。

(2) 採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積書の徴取を求める。

(3) 応募に要する経費は、自己負担とする。

## 4 参加資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者でないこと。

(4) 本プロポーザルの公告日から本委託の事業者特定の日までの間に、浦添市から指名停止の措置、又は入札参加の取り消しを受けていない事業者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている事業者でないこと。又、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている事業者でないこと。

(6) 当該業務の見積額が「3 委託料の上限」の限度内であること。

(7) 別紙「仕様書」に定める内容を遂行できる業務体制、ノウハウを有すること。

(8) 過去に本業務と同種又は類似する業務実績を有すること。

(9) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は沖縄県内に本社（本店）を有する事業者であること。共同企業体で応募する場合は、代表者含む構成員すべてが沖縄県内に本社（本店）を有する事業者であること。

なお、共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募すること。

イ 共同企業体を構成する全ての事業者が（1）～（5）の要件を満たすこと。

ウ 共同企業体を構成する事業者全体で（６）～（８）の要件を満たすこと。

## 5 関係資料の配布

### （１）関係資料の内容

- ア 学校給食漆器製作業務委託仕様書
- イ 企画提案書作成要領
- ウ 参加意思表明書兼参加資格審査申請書（様式－１）
- エ 事業者概要書（様式－２）
- オ 委託業務共同企業体協定書（様式－３）
- カ 企画提案書（様式－４）
- キ 体制・実績等（様式－５）
- ク 質問書（様式－６）

### （２）関係資料の配布期間

令和３年１月５日（火）から令和３年１月１９日（火）まで

### （３）関係資料の配布場所

沖縄県浦添市仲間１丁目９番２号 浦添市美術館

※浦添市の公式ホームページからもダウンロード可能である。

## 6 参加意思表明書の提出及び参加資格の審査について

### （１）提出書類

- ア 参加意思表明書兼参加資格審査申請書（様式－１）
- イ 定款またはそれに代わるもの
- ウ 事業者概要書（様式－２）
- エ 納税証明書（写し可、発行日より３ヵ月以内のもの。）  
※国税（法人税及び消費税及び地方消費税）、県税及び所在市町村税の完納を証明できるもの。県税、市町村税については、本社（本店）所在地に係るものに限る。
- オ 共同企業体協定書（様式－３）

※本業務において共同企業体にて応募する場合に限る。

### （２）提出期限

令和３年１月１９日（火）午後５時（必着）

### （３）提出方法

持参又は郵送（簡易書留）、宅配便による提出も可能。

ただし、郵送や宅配便による提出の場合は、事前に提出資料についてメールでデータを提出すること。事務局で内容確認を行います。その場合も、原本の提出期限は令和３年１月１９日（火）午後５時（必着）になります。

### （４）提出先（宛先）

〒901-2103 沖縄県浦添市仲間１丁目９番２号 浦添市美術館

※事前データ提出先メールアドレス（郵送・宅配便の場合）

電子メールアドレス：[bijutu@city.urasoe.lg.jp](mailto:bijutu@city.urasoe.lg.jp)

### （５）参加資格の確認

上記（１）で提出された書類を基に本公告にかかる参加資格の確認を行う。参加資格の確認終了後、令和３年１月２２日（金）までに参加意思表明書を提出した事業者各々へ参加資格確認結果報告書を通知する。

※参加資格が認められなかった事業者について、その理由の説明を希望する場合、書面（様式任意）を提出することで対応する。

## 7 質問の受付及び回答

### (1) 受付期間

令和2年1月5日(金)から令和3年1月19日(火)午後5時まで。

### (2) 質問方法

(1)の期間内に質問書(様式-6)を記入の上、電子メールにて送信すること。送信後は電話連絡にて受信確認を行うこと。受信確認不備による質問についてはいかなる場合も一切受け付けない。

※電子メールアドレスは上記6(4)を参照のこと。

### (3) 回答

質問への回答は、下記のとおり行う。

ア 質問書を提出した事業者に各々電子メールにて送信する方法で回答する。

イ 令和3年1月22日(金)までに参加意思表明書兼参加資格審査申請書を提出した事業者全員にすべての質問とその回答集を電子メールに送信する。なお、質問の回答は、本要領及び別紙「仕様書」の追加又は修正とみなす。

## 8 企画提案書の作成について

別紙「企画提案書作成要領」参照

## 9 企画提案書の提出及び審査について

### (1) 提出期限

令和3年1月29日(金)午後5時(必着)

### (2) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留)、宅配便による提出も可能。

### (3) 提出先(宛先)

上記6(4)に同じ。

### (4) プレゼンテーション日時及び場所

令和3年2月上旬

※日時及び場所の詳細については、参加資格確認結果通知書にて知らせる。

### (5) プレゼンテーションの方法等

ア 企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、企画提案書と異なる場合や、当日の追加資料の配布など、事前に提出された提案書以外の資料を使用した場合の説明は不可とする。

イ プレゼンテーションは非公開とする。また会場への入室は、委員会が入室を許可したもの以外は認めない。

ウ プレゼンテーションの時間は事業者の説明20分、質疑応答10分程度とする。説明者は3名以内とし、また企画提案書の説明者もその中に含まれる。

### (6) 選定委員会の設置

浦添市役所内に本公募に係る選定委員会を設置する。

### (7) 評価項目

|     |                                             |
|-----|---------------------------------------------|
| 体制等 | ・従事するスタッフの人員体制は十分か。<br>・従事するスタッフの役割分担は具体的か。 |
| 実績  | ・経験は豊富か。                                    |
| 工程  | ・スケジュールは詳細かつ実現可能か。<br>・必要な作業は全て含まれているか。     |

|     |                                                            |
|-----|------------------------------------------------------------|
| 理解度 | ・業務の目的・内容を十分に理解しているか。<br>・製作にあたっての基本方針は適切か。                |
| 材 料 | ・木材並びに漆の種類は適切か。                                            |
| 調 達 | ・素地（天然木・沖縄県産）の調達・流通体制は明確か。                                 |
| 耐久性 | ・学校給食用の「食器洗浄機」及び「消毒保管庫（高温の風にて乾燥させる機器）」の使用について、耐久性は十分検証したか。 |
| 質 感 | ・漆器特有の質感が期待できるか。                                           |
| 見 積 | ・見積の内容が詳細かつ適切か。                                            |
| 総 合 | ・企画提案から見通される取組意欲。安心感・期待感等。                                 |

（８）契約の相手方の決定

- ア 企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価して、事務局で設定する最低基準点以上の評価を得たもののうち、総得点の高い事業者を優先交渉権事業者、２番目に高い事業者を次点交渉権事業者として選定する。
- イ 審査結果は、優先交渉権事業者を特定後、企画提案者全員に審査結果通知書を発送する。なお、審査結果についての異議申し立て並びに問い合わせには一切応じることはできない。
- ウ 優先交渉権事業者と浦添市は、提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な条件などの協議と交渉を行う。
- エ 上記ウの結果、交渉が整ったときは、契約予定先として随意契約の手続きに進む。ただし、交渉が整わなかった場合は、次点交渉権事業者を新たに優先交渉権事業者とし、改めて交渉を行う。

10 主なスケジュール

- （１）募集期間並びに質問受付期間  
令和３年１月５日（火）から令和３年１月19日（火）午後５時まで
- （２）質問回答（随時回答）  
令和３年１月22日（金）
- （３）参加意思表明書及び参加資格申請書提出期限  
令和３年１月19日（火）午後５時（必着）
- （４）参加確認結果通知  
令和３年１月22日（金）頃
- （５）企画提案書提出期限  
令和３年１月29日（金）午後５時（必着）
- （６）プレゼンテーション  
令和３年２月上旬
- （７）審査結果通知  
令和３年２月中旬
- （８）契約締結予定  
令和３年２月下旬

※各期限日が閉庁となった場合は、その閉庁日の翌開庁日に限り受け付けるものとする。

## 11 失格事項

次のいずれかに該当した事業者は失格とします。

- (1) 参加意思表明書兼参加資格審査申請書、企画提案書提出期限又はプレゼンテーションの開催日時に遅れた事業者。
- (2) 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められた状態に至った事業者。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった事業者。
- (4) プレゼンテーションの際事前に提出された企画提案書以外の資料を利用した説明した事業者。
- (5) 選定委員又は当該プロポーザル関係者に対して、業者の選定や契約等に関わる不正な接触の事実が認められた事業者。

## 12 その他

- (1) 提出書類等の作成に係る費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。

## 13 問い合わせ先

〒901-2103 沖縄県浦添市仲間 1 丁目 9 番 2 号  
浦添市教育委員会 文化財課 美術館係（浦添市美術館）  
担当 瑞慶覧

TEL (098) 879-3219 FAX (098) 878-1221

※問い合わせについては、上記 7 によりおこなうこと。